

國學院大學學術情報リポジトリ

神社の祭日変容をめぐる現状と課題：
祭礼日の近現代

メタデータ	言語: Japanese 出版者: 公開日: 2023-02-09 キーワード (Ja): キーワード (En): 作成者: 藤本, 頼生 メールアドレス: 所属:
URL	https://doi.org/10.57529/00001976

神社の祭日変容をめぐる現状と課題

―祭礼日の近現代―

藤本 頼生

要旨

祭祀の厳修が尊ばれる中であって、神社の祭日、特に例祭日は神社にとって特に意味のある日でもある。そもそも祭日は柳田国男の『祭日考』でも知られるように、農耕社会の特徴や地域の各共同体の集団の性格や社会を取り巻く状況によってその期日は異なっており、社会的な要件や時代的な変遷によって、その期間や期日も変化してきたと考えられている。しかしながら、わが国では戦後、急激に進んだ都市化や過疎化、あるいは少子高齢化という社会状況が各地域社会に影響を及ぼしており、神社の祭日についても祭礼の斎行、運営の関係もあって決して無縁ではないものと考ええる。ゆえに変容する「伝統」の在り様を探る上でも現代の神社の祭日の変容をめぐる現状と課題を窺うことは、非常に意味ある作業であると考ええる。

そこで本稿では、先学の研究をも踏まえながら、近代以降の神社の祭日の制度的、社会的な変遷、影響にも着目しつつ、現代社会における神社の祭日の変容をめぐる現状と課題を述べてみたい。

キーワード

祭日、祝日、例祭、神社、祭礼

はじめに―神社祭日をめぐる問題意識から―

神社における「モノと心」の在り様を考える場合、筆者はこれまで、神社祭礼を中心としたモノと心を窺う周縁部の問題として、まず神社という空間、つまり「場」としての神社の社会的な役割に着目して、神社概念を捉えようと試みてきた⁽¹⁾。次に注目すべき問題として、神社における「時」、特に神社にて最も尊ばれる日である祭日について考えてみたい。

神社の祭日のなかでも例祭日、あるいは大祭日と呼ばれる日は、神社において特にその神社創建の由緒などにも深く関わっていることはいままでもなく、柳田国男の『祭日考』などをはじめとして、祭日の変化について民俗学や神道学を中心に論じられてきた経緯がある⁽²⁾。祭日は千葉正士や阪本是丸が指摘するように、祭祀の内容、形式とともに祭祀の中核をなす基本要素の一

つである。また現在でも五節句、国民の祝日などと重なるなど、その多様性がみられることにも象徴されるように、年中行事、農事・民間暦との関わりも非常に深いことから、祭日は人々の生活に密接に関係してきたものである。現在では、神社本庁包括下の神社では遵守・尊重すべき精神規範とされている「神社本庁憲章」等に記されているように、それぞれ一社の創建以来、変遷はあるとしても、一社の祭日を猫の目のように安易に変更するようなことは、許されるべきものでないとされている。祭祀の厳修が尊ばれる中であって、例祭日は神社にとって特に意味のある日でもある。

しかしながら、この神社の祭日については、そもそもは農耕社会の特徴や地域共同体の集団の性格やその社会を取り巻く状況によって異なっており、社会的な要件や時代的な変遷によって、その期間や期日も変化してきたと考えられている⁽³⁾。特に明治維新以降、近代化の波を受け、明治五年の改暦や近

代化に伴う生活改善などの目的で社会的な制度や社会環境が大きく変化したことに伴って、各祝祭日も変遷してきたことが知られている。柳田国男は、前述の『祭日考』にて祭日の変化を五段階にわけて原初段階における祭り月の意味とその変化を論じているが、時代的なものもあって近代以降の祭日の変化について具体的に論及されたものではない。

明治期以降、国家の定めた祝祭日の変遷、その実施過程については、これまで明治改暦から地方改良運動前後を中心とした変遷について、有泉貞夫、小川直之、阪本是丸、岡田芳朗、所功・武田秀章らをはじめとする先学の研究があり、歴史学や民俗学、神道学を中心に基礎的な研究成果が多く積み重ねられてきた。また坪井洋文は『神道要語集』の「祭日」の項目で「日本人の祭の体系を祭日の側面から把へるには、単なる現象の比較と解説に依るのではなく、祭日の意味を実感として認識することである。十世紀以前に記録された祭日と、現在の大小神社、民間の信仰に於ける祭日とが、季節的に一致したとしても、現在までには内面的な意味の変化、外的な条件に依る改革が行はれてきた。その過程に於て、どのような要素の継承があり、また変化があつたかといふ点を問ふのでなければ、祭日の研究の意義は失はれるであらう」と述べ、祭日研究の意義を説いている。そうした中で、森正康が「祭日の変更と統合についての問題はあまり注意が払われて来なかつた事柄」と指摘するように、民俗学を中心として宗教学や社会学、文化人類学など、近年学際的に多様化する祭り研究のなかでは、祭日の変容の問題についてはある種、等閑視されてきた問題であるといえる。⁽⁹⁾筆者としては、坪井の指摘するような要素の継承という点まで踏み込んで指摘するに至らないまでも、目まぐるしく変わる現代社会のなかにあつて、祭日の変容をめぐる現状と課題をまずは理解、認識する一助となる研究が改めて必要であると考えている。

今後、さらなる都市化や過疎化、あるいは少子高齢化という社会状況が各地域社会に影響を及ぼしてゆくなかで、変容する「伝統」の在り様を探る上でも現代の祭日の変容をめぐる現状と課題を窺うことは、非常に意味ある作業

であると考ええる。

そこで本稿では、先学の研究をも踏まえながら、近代以降の神社の祭日の制度的、社会的な変遷、影響にも着目しつつ、現代社会における神社の祭日の変容をめぐる現状と課題を述べてみたい。

一、近代における祭日制度の変遷をめぐる問題

現代における祭日の変容とその課題を述べる前に、その前提、基礎的な事項として、まずは明治維新以降の祝日・祭日の法制度の整備と神社祭祀との関わりについてその経緯を少し押さえておかなばならないだろう。

いわゆる祝祭日については、戦前期にも種々の解説書があり、皇室や神宮、神社祭祀に関してその意義や起源、種類、形式、内容などを含め解説がなされている。

そもそも神社祭祀の期日、祭日については足立収が『神社制度綱要』で定義を示しているように、⁽¹⁰⁾祭祀の種類によつて、①毎年同じ時期に行われ、変わらぬ一定のもの、②臨時のもの、③一応の期日を定めているもののある程度自由に変更できるもの、の三種類があり、『神道事典』の祭日の項目でもこの考え方は基本的に踏襲されている。⁽¹¹⁾足立も述べるように、歳旦祭や元始祭、紀元節祭、明治節祭などは所定の期日に執行しなければ、祭祀としての意味をなさないものと、遷座祭や臨時奉幣祭のように、随時祭祀を行う必要が生じた場合に期日を定めるもの、また祈年祭や新嘗祭のように一応の期日は定まっているものの、官国幣社など神饌幣帛供進使の参向や事務的な都合上、全ての神社において所定の同一日に参向することが不可能な場合に所定の期日に近接した適当な日を祭日として祭祀を執行するというものということである。例祭の期日の場合、各社の由緒沿革のなかで定められたものであつてその期日自体、一様ではなく、神宮の大祭、官国幣社の例祭日は戦前までは特に暦面に記載され、新たに官国幣社に列せられる神社にあつては、当該

神社の由緒を調査の上、内務大臣に報告、許可を受けた後、宮内大臣に報告する取扱となっていたこともあって、その意義は非常に重いものであった。

また、近代以降の祭日の制度的な変遷の上では、祝日と祭日は切り離して考えることが難しいため、祝日の制度的な変遷についても併せて若干述べることにしたい。前述の通り、維新以降の祝祭日の制度的な展開については、阪本是丸や岡田芳朗をはじめとする多くの先学の成果があり、かつ現在の「国民の祝日」の由来も相俟って、数多くの先行研究、成果が発表されている。紙面の関係もあり、本稿では、制度の変遷について概略のみ述べるものとする。

明治四年五月には全国の神社は明治維新政府の新国家建設の理想のもと、「国家ノ宗祀」として、制度的に抜本的な改革が図られることとなった。この改革は神社祭祀に関しても大きな影響を与えることとなり、さらには社会制度全般に至る大きな改革として、明治五年十一月九日、改暦の詔書と太政官布告第三三七号「太陰暦ヲ廃シ太陽暦ヲ頒行」⁽¹⁶⁾が出されたことによって、太陰暦から太陽暦への改暦が施行された。同年十一月十五日には太政官布告第三四四号（神武天皇即位日ヲ祝日ト定メ祭典執行）にて、「第一月廿九日神武天皇御即位日相當ニ付祝日ト被定例年御祭典被執行候事祭祀」とされ、さらには、翌六年一月四日には太政官布告第一号にて、「今般改暦ニ付人日上巳端午七夕重陽ノ五節ヲ廢シ 神武天皇即位日天長節ノ兩日ヲ以テ自今祝日ト被定候事」として、神武天皇即位日を祝日として祭典を行うことが定められた。その後、明治六年三月七日には太政官布告第九十一号にて「神武天皇即位日紀元節ト被称候事」として「紀元節」と称することが決定し、祭日、祝日等の休暇日についても明治六年十月十四日に太政官布告第三四四号「年中祭日祝日等ノ休暇日ノ件」にて左のように祭日祝日が定められ、江戸時代までは上下問わず祝われていた日が正月と五節句、盆のみであったのが、この太政官布告によって変更されることとなり、正月や五節句などは民間行事として祝うこととなった⁽¹⁷⁾。

年中祭日祝日等ノ休暇日左ノ通候条此旨布告候事

元始祭	一月三日
新年宴会	一月五日
孝明天皇祭	一月三十日
紀元節	二月十一日
神武天皇祭	四月三日
神嘗祭	九月十七日
天長節	十一月三日
新嘗祭	十一月廿三日
(加) 春季皇靈祭	春分日
(加) 秋季皇靈祭	秋分日

この前段階としては、明治元年八月二十六日の太政官布告で九月二十二日が天長節と定められ、明治三年四月の太政官布告にて、暫定的に正月（元日）、正月十五日（小正月）、三月三日（上巳の節句）、五月五日（端午の節句）、七月七日（七夕の節句）、七月十五日（中元・盆）、八月朔日（八朔田実の節句）、九月九日（重陽の節句）、九月二十二日（天長節）という九日が祝日として制定されていたが、天長節については、明治元年九月二十二日（旧暦）に明治天皇の誕生日を奉祝して新たに始められたもので、この天長節以外の祝祭日が全て変更となった。その後、明治十一年には春季皇靈祭（春分）、秋季皇靈祭（秋分）が追加され、昭和二年にはさらに明治節が加えられて現行の祝日の基礎となる戦前期の祝祭日がほぼ定められるに至った。

神社祭祀の上では明治四年十月制定の四時祭典定則、地方祭典定則によって、祭日の祭儀の近代的な基礎が固められ、神社の祭祀も国家的公的なものとして整備されることとなった。例祭の他に祈年祭、新嘗祭の三祭を神社祭祀の上での三大祭と称するようになり、五年十月には、官国幣社の例祭、祈

年祭、新嘗祭、元始祭、天長節祭、大祓を官祭とし、他の諸祭を私祭として区別することとなった。前述した明治六年の太政官布告第三四四号は、明治天皇の崩御に伴い、大正元年九月四日の勅令第一九号（休日ニ関スル件）によって廃止されることとなり、これまでの祭日から孝明天皇祭と明治天皇の天長節が省かれ、明治天皇祭と大正天皇の天長節が定められた。昭和二年三月三日には勅令（休日ニ関スル件）にて大正天皇の崩御に伴って、同様に明治天皇祭と大正天皇の天長節が廃され、大正天皇祭と昭和天皇の天長節が加えられることとなり、新年節、紀元節、天長節の三大節に明治節を加えた四大節と元始祭、春季皇霊祭など七祭日が休日と定められた。その一方で、明治五年の改暦の結果、神社の祭日については、①旧暦日のまま継続、②新暦の期日へ全く移行、③一ヶ月遅れという、三つの形態を生じさせることとなった。

祭日については、国家の祭日と神社の祭日とは一応区別されていたが、官国幣社の例祭日、大祭日については、明治二十七年五月九日の内務省訓令第三二七号（官国幣社大祭ニ関スル件）にて、各神社に於て年中祭祀の中大祭一度を以て例祭とする定めがあったものの、府県社以下の神社の例祭日は、同訓令の第三条にて「府県社以下ノ神社ノ大祭及公式ノ祭祀ハ官国幣社及国幣社ニ準スヘシ」とされており、法令上は府県郷村社、無格社の例祭、公式の祭祀は全て官国幣社に準ずるべきものとされた⁽¹⁸⁾。しかし、府県社以下の例祭日については、多くは明治十二年の神社明細帳に掲載されており、各神社の古例を参酌して定めるべきものとされ、年二回の慣例により年二回行う神社もあるなかで、大祭たる例祭は二回の中何れかに定めるものとされた⁽¹⁹⁾。明治三十九年の神饌幣帛料供進指定の神社が定められて以降は、幣帛供進使の参向を必要とする場合にて、祭日の変更について地方長官或は市町村長の同意を得るための届出が必要とされていたが、実際には各市区町村の神社では祭日の変更について誤解や混乱が生じていたため、神社局からの通牒や各県からの照会が出されていたことが知られている⁽²⁰⁾。また、改暦後も暫くは神宮

暦に旧暦が記載されるなどして神社の祭礼日についても混乱が続いており、帝国議会でも太陽暦励行について建議案の審議がなされていることが挙げられる⁽²¹⁾。

近代における祭日の問題点としては、阪本是丸が指摘するように、明治の改暦以降、旧暦の祭日を機械的に新暦に当てはめて、肅行したため、生活暦と農事暦との乖離が生じたこと、祈年祭や新嘗祭といった古代より重要な祭祀として行われてきた祭日も旧暦月を新暦月に置き換えたままで経過し、その国民生活と農事、生活暦との関係が考慮されずに現在に至っている一つの要因を作ったことなどが挙げられる。加えて生活暦としての祭日が旧暦に合致していたに過ぎないとの指摘もなされているなかで、阪本は近代の改暦によって、「季節感の喪失や生活実感の希薄さが指摘される現代にあつて、いまこそ生活に密着した祭祀とは何か、祭日とは何かを考えるべき」と述べている。阪本の言を借りれば、祭祀の主旨と生活の実感とは合致せず、むしろ新暦に該当させることによって、政府の意図とは裏腹に人々の実感との乖離を生み出してしまったのが、近代の祭日にかかわる制度であったともいえ、このような阪本の指摘をいかに考えていくか、そこがまさに近代における祭日の変容を考える上で、今後の大きな課題の一つであるといえる。

二、神社祭日の変容をめぐる現状と課題

前節までは、現代における神社祭日の変容の前提となる明治維新以降の近代化の過程における祝祭日の制定過程について概観してみた。近代以降の祭日が変化する転機として、森正康は愛媛県の松山祭りや地方祭をモデルケースに祭日統合という点に着目した作業仮説として⁽²²⁾、

- ① 藩政策など公的権力による祭礼規制と祭日統合
- ② 太陽暦への移行に伴う祭日の変更と統合

③ 地方の村方・町方からの要望結果としての統合

④ 明治中期以降の風俗矯正・勤儉貯蓄政策に伴う暮らしの簡素化と統合

⑤ 市町村合併に伴う祭礼の日程統一および編入地域の祭日統合

⑥ 戦後の生活改善運動に伴う祭日統合

⑦ 地域社会の都市化と産業構造の変化による祭日の土日化に伴う統合

という七つの類型を提示し、祭日の変化と統合について論じている。筆者は森のこうした作業仮説に加えて、近代以降における祭日の変容を時期的な区分に着目して、

I 近世以前の藩政策などによる祭礼規制等によるもの

II 改暦や祝祭日に関わる制度の整備の影響によるもの

III 明治末期から大正初期に全国で実施された神社整理による神社の合併、

統廃合の影響によるもの

IV 戦後の新生活運動、昭和三十年前後に行われた市町村合併の影響によるもの

V 平成の大規模市町村合併、平成十年、十三年の二度にわたる国民の祝日に関する法律の一部を改正する法律の施行によるいわゆるハッピーマンデー⁽²⁵⁾の施行以後の社会変化に伴うもの

の大きく五期に分類して考察してゆく必要があるものと考えている。このなかでも本稿ではVを中心に現状とともに述べてみたい。

これまで祭り研究では、特に民俗学、宗教社会学などの分野から様々な調査、研究がなされてきたが、現代社会と祭祀との関係、あるいは、地域社会と神社祭礼との社会的な関わりについては、共同体、地域コミュニティの崩壊と祭祀の維持についての研究が主であり、松平誠⁽²⁶⁾のように、戦後の高度経済成長化、過密による都市化と過疎化による地域コミュニティの崩壊によっ

て、伝統的祝祭の変容や非伝統的な祝祭の成立、およびその論理を社会学の立場から検討する試みや、あるいは都市の祭礼の変容と神社祭礼の護持が困難になってきているといった観点から調査や研究がなされ、星野紘らをはじめとして各地方の祭礼・伝統芸能が存続の危機に瀕しているという問題が指摘されてきた経緯がある⁽²⁷⁾。

祭りの存続に関連しては、まず神社の祭日が影響を受け、日程の変化を余儀なくされてきたと考えられている⁽²⁸⁾。戦後の神社祭日の変化の大きな要因としては、阿南透が指摘するように、いわゆる戦後の混乱・荒廃状況から高度経済成長を経て、急速な過疎・過密化、都市化が進むなかで社会状況も大きく変化し、家制度の崩壊、職場と住居との分離、遠方化による氏子地域内の居住者の無組織化、旧来型の農耕社会を基盤として地縁、血縁で結合してきた伝統的な町内会と氏子組織の関わりによる祭礼の維持の難しさというものが指摘されている。さらには氏子区域内に他市域に勤務するサラリーマンが増加し、仕事や学校を優先する現代社会では、祭りに対する個人の行動を規制する力が無くなり、祭礼の維持が困難になったとされる。

この点、祭日の変容とは直接関係がないが、社会状況の変化と神社講の関わりを示すものの一つとして、いわゆる山岳修験の講や山岳修行体験参加者の層にも変化が起きていることが挙げられる。藤田庄市によれば、近年のスピリチュアルブームや熊野古道の世界遺産化、インターネットの普及によるメディアの影響もあり、出羽三山神社の山岳修験の体験修行者が講の減少に対して増加していると指摘している。神道行法なども取り入れた鍊成修行の参加者の変化が起きたのは七〇八年前から顕著であり、二十代、三十代の層が大きく、熊野修験の場合でも大峰奥駈ルートを四つに区切り、それぞれに土日を入れるようにしており、藤田は「現代がいかに深く企業社会化している⁽²⁹⁾、休暇を取りにくい⁽³⁰⁾かということがわかる」と指摘している。加えて霊山とよばれる各山岳参詣の講の衰退についても「理由はいうまでもないだ

ろう。『限界集落』と『シャッター商店街』なる言葉に象徴される現代社会の激変と人間の孤立化である。講の社会的基盤が崩壊したのだ」と述べ、復興した熊野修験などの近年の興隆を講を土台とせず、寺主導だからとしている⁽³¹⁾。阿南や藤田の指摘したような土日へのシフト、あるいは土日であっても仕事や学校、子どもの習い事やクラブ活動を優先するという社会環境の変化は、実際に表1、表2に示すように、平成九年と平成十九年との十年間の比較だけでみても、有業者総数に対する地位別従業者の割合と人数が四・九%、二、五一一、六〇〇人、有業者総数に対する第一次産業の割合が九二五、七〇〇人も減少している。これらの数字だけでは単純化はできないまでも、各地の神社を支えてきた商店街の店主や農林水産業の事業主などの比率や人数が徐々に減少し、その一方で法改正などもあったが雇用の関係上、自由に休暇が取りにくい派遣や契約社員が増加していることが明らかであり、地域の祭礼の護持に与える人的影響の根の深さが理解できよう⁽³²⁾。この点については各氏子地域の住民意識も踏まえ、稿を改めて詳しく分析したいと考えている。

しかし、近年、これまでのような社会状況から都心や地方都市を問わず、三浦展の指摘するようないわゆる「ファスト風土化」⁽³³⁾、G・リッアの説く「マクドナルド化」⁽³⁴⁾といわれるような固有の地域性がなく、流動性や合理性、匿名性が高まる状況が少なからず指摘されてきているなかにあつては、社会状況は今後も変化していくものと考えられ、神社を取り巻く社会環境が益々厳しくなっていくものと推測する。また戦後、行政や民間による神なき祭り、神なきイベントが多くなったことにより、地域の行事から神社や寺院が切り離されることが多くなつてきている実情もある⁽³⁵⁾。

こうした実情を示す事例としては、筆者も参与観察を続けている東京都杉並区の高円寺の阿波踊りがある⁽³⁶⁾。そもそもこの高円寺の阿波踊りは、松平誠は昭和三十三年に高円寺パル商店街青年部が実施した「ばかおどり」に端を発した非祝祭型と位置づけるが⁽³⁷⁾、同年に高円寺氷川神社の例祭日も八月二十七・二十八日（それ以前は九月十七・十八日）に変更し、神社と地域住民と

表1 有業者総数に対する地位別従業者の割合と人数

	平成9年		平成19年	
個人業主・無給の家族従業者	15,862,000人	17.8%	13,350,400人	12.9%
有給役員	3,850,000人	5.7%	4,011,700人	6.1%
正規雇用者	38,542,000人	57.5%	34,324,200人	52%
パート・アルバイト	10,342,000人	15.4%	12,935,000人	19.6%
派遣社員・契約社員	257,000人	0.4%	3,862,200人	5.8%
嘱託・その他	1,991,000人	2.9%	2,101,400人	3.6%

※平成9年については、統計上の人数合計が千人以下を切り捨てているため、合計が100%に満たない

表2 有業者総数に対する第一次産業の割合と人数

平成9年	5.53%	3,705,000人
平成19年	4.21%	2,779,300人
減少人数		925,700人

（表1・2とも総務省統計局「平成九年就業構造基本調査結果」、「平成十九年就業構造基本調査結果」を参照）

が例祭の付祭、あるいは例祭に因む奉祝行事と位置づけ実施したことがきっかけで、西の阿波踊り、東の高円寺として名を轟かせ、神社の例祭との一連の行事のなかで地元商店街や氏子などと密接な関連を持ちながら、毎年一〇万人近くの観光客、参拝客で賑わう夏の一大行事となった。そのため、都市部におけるいわゆるイベントと神社祭礼とが連動したものとしては先駆的なものでもある。しかしながら、平成十三年七月二十一日に起きた明石花火大会歩道橋の圧死事故を発端として、警備上の問題もあって警察・消防当局からの依頼により神社の祭礼日はそのままとし、阿波踊り自体を八月の最終土曜・日曜日に移動することとなった。⁽³⁹⁾

この変更について高円寺氷川神社の山本雅道宮司は「祭礼日雑感」と題したコラムにて、祭礼日の変更についての私見として、これまでは阿波踊りとの一連の行事であったため、治安の乱れもあって神社としては、様々な被害があり、嘆かされることも多かったが、神輿御幸も土日に変更したため、静かな祭りになったと、祭礼日変更後の当該神社の実情を漏らしている。その一方で山本宮司は、神社の賽銭は半減し、露天商の売り上げも減ったとしており、氏子町内からは祭礼日を土日に要求され、変更しない宮司との間で確執が起きているため祭礼日と阿波踊りとの関係で心を悩ませていると述べている。このことは実際問題として、高円寺のみならず、各地方でも起きている。例えば、岸城神社、岸和田天神宮、弥栄神社の三社に関わる大阪府岸和田市のいわゆる「岸和田だんじり祭」についても、明治改暦以降は九月十四、十五日に開催され、近年は五十万人前後の観光客を集めていたが、平成十五年の「国民の祝日」の一部改正に伴い、平成十六、十七年のだんじり祭が平日開催となり、ハッピーマンデー変更前に比べて人出の減少、また参加者が会社や学校を休みにくいと事由で、平成十八年より土日開催へと変更されたことなどは象徴的な事例である。⁽⁴⁰⁾十八年の変更以後も敬老の日が九月第二・三というハッピーマンデーの祝日の不安定さが原因となり、彼岸の入り（平成二十一年は九月二十日）に「岸和田だんじり祭」の日程があたることから、

「彼岸は国民的行事で彼岸にはだんじりは曳かないのが伝統」と一週間前倒しを求める祭礼町会連合会などの声もあり、開催日をめぐって市内の各氏子区域から議論が巻き起こった経緯がある。⁽⁴¹⁾

また神社の神事に因む観光行事として有名な福島県相馬地方の「相馬の野馬追」（国指定重要無形民俗文化財）行事も、幾度の日程変更の後、昭和四十四年から七月二十三日から三日間と固定されていたものが、近年、会社勤めする騎馬武者の増加に伴い、平日開催の年は出場者が減り、観客数に影響があるとして、平成十三年より検討委員会を設置し、週末開催の方向性を検討した結果、平成二十年八月には、平成二十三年から開催日程を土日月の開催に変更することが一旦決定した。⁽⁴²⁾しかし、決定後、野馬追自体が国の無形民俗文化財の指定を受けていることから伝統行事としての価値を重要視する文化庁との間で駆け引きがあり、週末開催については現在のところ見送られている経緯がある。⁽⁴³⁾

山本はまた、神社新報社発行の『神職手帳』に掲載されている全国主要神社の一覧に掲載されている神社の祭礼日が土曜日、日曜日が多いことに着目し、「中でも祭礼日を変えず、町内は土・日曜日に実施という二重構造のケースもあるという。由緒と伝統を大切にするのか、現状に妥協するのか、神社と氏子との綱引きにどちらに軍配を上げるのかということである。昨今では後者に分がありそうだ」と述べている。この点について考えてみると実際に表3・4に示した通り、平成五年から平成二十二年版までの神社新報社発行の『神職手帳』に掲載の全国神社一覧にある神社例祭日の変化をみると、ハッピーマンデー施行以前の平成五年、九年と以後の平成十八年、二十二年版に掲載された十七年の間の神社の祭礼日のうち、平成五年と比べても二九三社が土日へと変更していることが明らかとなる。⁽⁴⁴⁾手帳の掲載神社がほぼ固定していること、また掲載神社数自体も平成五年の一、五七三社から平成二十一年の二、二二三社へと六五〇社増加していることから考えても、神社の例祭日が全国的に土日へと移行している傾向は明らかである。この土日への変化

表3 例祭日が不特定な神社数一覧

	都道府県	平成5年版／1993			平成9年版／1997			平成18年版／2006			平成22年版／2010		
		祭礼が第○土曜・日曜という神社数	日記掲載神社数	%	祭礼が第○土曜・日曜という神社数	日記掲載神社数	%	祭礼が第○土曜・日曜という神社数	日記掲載神社数	%	祭礼が第○土曜・日曜という神社数	日記掲載神社数	%
1	東京	28	166	16.9%	41	189	21.7%	53	194	27.3%	54	193	28.0%
2	神奈川	14	89	15.7%	22	101	21.8%	28	106	26.4%	37	112	33.0%
3	埼玉	0	50	0.0%	0	62	0.0%	2	70	2.9%	6	74	8.1%
4	群馬	2	76	2.6%	7	74	9.5%	10	63	15.9%	10	63	15.9%
5	千葉	3	36	8.3%	3	47	6.4%	10	56	17.9%	10	55	18.2%
6	茨城	1	34	2.9%	1	52	1.9%	3	49	6.1%	5	48	10.4%
7	栃木	0	34	0.0%	0	45	0.0%	2	46	4.3%	5	49	10.2%
8	山梨	0	15	0.0%	2	23	8.7%	4	21	19.0%	3	21	14.3%
9	北海道	0	42	0.0%	0	55	0.0%	0	60	0.0%	1	61	1.6%
10	宮城	1	19	5.3%	1	22	4.5%	3	24	12.5%	3	24	12.5%
11	福島	0	31	0.0%	2	55	3.6%	10	61	16.4%	14.5	59	24.6%
12	岩手	0	16	0.0%	0	22	0.0%	0	25	0.0%	0	29	0.0%
13	青森	0	16	0.0%	0	22	0.0%	1	21	4.8%	1	24	4.2%
14	山形	0	26	0.0%	1	35	2.9%	1.5	34	4.4%	0.5	36	1.4%
15	秋田	0	14	0.0%	0	25	0.0%	1	27	3.7%	1	27	3.7%
16	三重	0	29	0.0%	1	50	2.0%	6	56	10.7%	9	59	14.4%
17	愛知	10	90	11.1%	21	90	23.3%	28	94	29.8%	40	104	38.5%
18	静岡	0	36	0.0%	4	53	7.5%	11	56	19.6%	17	59	28.8%
19	岐阜	8	48	16.7%	25	71	35.2%	28	72	38.9%	32	69	46.4%
20	長野	0	23	0.0%	3	35	8.6%	3	38	7.9%	8	37	21.6%
21	新潟	1	18	5.6%	1	33	3.0%	3	39	7.7%	3	36	8.3%
22	福井	0	13	0.0%	0	20	0.0%	1	24	4.2%	2	25	8.0%
23	石川	0	27	0.0%	1	45	2.2%	2	52	3.8%	3	49	6.1%
24	富山	0	11	0.0%	0	19	0.0%	0	24	0.0%	0	21	0.0%
25	京都	3	45	6.7%	5	62	8.1%	6	61	9.8%	5	59	8.5%
26	大阪	2	83	2.4%	2	100	2.0%	6	96	6.3%	6	95	6.3%
27	兵庫	3	71	4.2%	6	99	6.1%	16	97	16.5%	17	100	17.0%
28	奈良	0	23	0.0%	1	33	3.0%	4	28	14.3%	4.5	27	16.7%
29	滋賀	0	24	0.0%	1	42	2.4%	5	46	10.9%	5	46	10.9%
30	和歌山	1	22	4.5%	1	28	3.6%	1	31	3.2%	2	28	7.1%
31	鳥取	0	11	0.0%	0	19	0.0%	0	20	0.0%	0	21	0.0%
32	島根	0	13	0.0%	0	35	0.0%	0	35	0.0%	0	35	0.0%
33	岡山	10	24	41.7%	17	35	48.6%	21	41	51.2%	20	39	51.3%
34	広島	8	22	36.4%	19	42	45.2%	26	42	61.9%	25	41	61.0%
35	山口	3	26	11.5%	7	43	16.3%	8	35	22.9%	10	37	27.0%
36	徳島	0	13	0.0%	0	26	0.0%	4	24	16.7%	4	24	16.7%
37	香川	4	20	20.0%	11	26	42.3%	9	20	45.0%	8	18	44.4%
38	愛媛	0	16	0.0%	0	28	0.0%	2	27	7.4%	3	25	12.0%
39	高知	0	8	0.0%	0	13	0.0%	1	15	6.7%	0	14	0.0%
40	長崎	0	16	0.0%	0	32	0.0%	0	33	0.0%	0	33	0.0%
41	福岡	2.5	60	4.2%	7	80	8.8%	9	89	10.1%	13	91	14.3%
42	大分	0	18	0.0%	0	23	0.0%	1	28	3.6%	1	24	4.2%
43	佐賀	1	9	11.1%	3	21	14.3%	5	23	21.7%	4	25	16.0%
44	熊本	0	25	0.0%	0	33	0.0%	1	33	3.0%	2	33	6.1%
45	宮崎	1	36	2.8%	1	48	2.1%	3	44	6.8%	5	42	11.9%
46	鹿児島	0	26	0.0%	1	32	3.1%	0	32	0.0%	0	28	0.0%
47	沖縄	0	3	0.0%	0	4	0.0%	0	4	0.0%	0	4	0.0%
	計	106.5	1,573	6.8%	218	2,149	10.1%	338.5	2,216	15.3%	399	2,223	17.9%
	1県平均/ (除く沖縄)	2.3	34.2					7.4	48.2		8.7	48.3	

例：例祭日を第○土、日曜日等とする

*0.5となっているのは例祭は期日どおりで神幸祭のみ土日に移行していると明記している場合

資料：「全国神社鎮座表」神社新報社刊『日記〔神職手帳〕』

牟禮仁（2006）作成のものを参考に藤本頼生（2009）改定

表4 例祭日が不特定な神社数一覧（変更が多い県順）

	都道府県	平成5年版／1993			平成9年版／1997			平成18年版／2006			平成22年版／2010		
		祭礼が第○土曜・日曜という神社数	日記掲載神社数	%	祭礼が第○土曜・日曜という神社数	日記掲載神社数	%	祭礼が第○土曜・日曜という神社数	日記掲載神社数	%	祭礼が第○土曜・日曜という神社数	日記掲載神社数	%
1	広島	8	22	36.4%	19	42	45.2%	26	42	61.9%	25	41	61.0%
2	岡山	10	24	41.7%	17	35	48.6%	21	41	51.2%	20	39	51.3%
3	岐阜	8	48	16.7%	25	71	35.2%	28	72	38.9%	32	69	46.4%
4	香川	4	20	20.0%	11	26	42.3%	9	20	45.0%	8	18	44.4%
5	愛知	10	90	11.1%	21	90	23.3%	28	94	29.8%	40	104	38.5%
6	神奈川	14	89	15.7%	22	101	21.8%	28	106	26.4%	37	112	33.0%
7	静岡	0	36	0.0%	4	53	7.5%	11	56	19.6%	17	59	28.8%
8	東京	28	166	16.9%	41	189	21.7%	53	194	27.3%	54	193	28.0%
9	山口	3	26	11.5%	7	43	16.3%	8	35	22.9%	10	37	27.0%
10	福島	0	31	0.0%	2	55	3.6%	10	61	16.4%	14.5	59	24.6%
11	長野	0	23	0.0%	3	35	8.6%	3	38	7.9%	8	37	21.6%
12	千葉	3	36	8.3%	3	47	6.4%	10	56	17.9%	10	55	18.2%
13	兵庫	3	71	4.2%	6	99	6.1%	16	97	16.5%	17	100	17.0%
14	奈良	0	23	0.0%	1	33	3.0%	4	28	14.3%	4.5	27	16.7%
15	徳島	0	13	0.0%	0	26	0.0%	4	24	16.7%	4	24	16.7%
16	佐賀	1	9	11.1%	3	21	14.3%	5	23	21.7%	4	25	16.0%
17	群馬	2	76	2.6%	7	74	9.5%	10	63	15.9%	10	63	15.9%
18	三重	0	29	0.0%	1	50	2.0%	6	56	10.7%	9	59	14.4%
19	山梨	0	15	0.0%	2	23	8.7%	4	21	19.0%	3	21	14.3%
20	福岡	2.5	60	4.2%	7	80	8.8%	9	89	10.1%	13	91	14.3%
21	宮城	1	19	5.3%	1	22	4.5%	3	24	12.5%	3	24	12.5%
22	愛媛	0	16	0.0%	0	28	0.0%	2	27	7.4%	3	25	12.0%
23	宮崎	1	36	2.8%	1	48	2.1%	3	44	6.8%	5	42	11.9%
24	滋賀	0	24	0.0%	1	42	2.4%	5	46	10.9%	5	46	10.9%
25	茨城	1	34	2.9%	1	52	1.9%	3	49	6.1%	5	48	10.4%
26	栃木	0	34	0.0%	0	45	0.0%	2	46	4.3%	5	49	10.2%
27	京都	3	45	6.7%	5	62	8.1%	6	61	9.8%	5	59	8.5%
28	新潟	1	18	5.6%	1	33	3.0%	3	39	7.7%	3	36	8.3%
29	埼玉	0	50	0.0%	0	62	0.0%	2	70	2.9%	6	74	8.1%
30	福井	0	13	0.0%	0	20	0.0%	1	24	4.2%	2	25	8.0%
31	和歌山	1	22	4.5%	1	28	3.6%	1	31	3.2%	2	28	7.1%
32	大阪	2	83	2.4%	2	100	2.0%	6	96	6.3%	6	95	6.3%
33	石川	0	27	0.0%	1	45	2.2%	2	52	3.8%	3	49	6.1%
34	熊本	0	25	0.0%	0	33	0.0%	1	33	3.0%	2	33	6.1%
35	青森	0	16	0.0%	0	22	0.0%	1	21	4.8%	1	24	4.2%
36	大分	0	18	0.0%	0	23	0.0%	1	28	3.6%	1	24	4.2%
37	秋田	0	14	0.0%	0	25	0.0%	1	27	3.7%	1	27	3.7%
38	北海道	0	42	0.0%	0	55	0.0%	0	60	0.0%	1	61	1.6%
39	山形	0	26	0.0%	1	35	2.9%	1.5	34	4.4%	0.5	36	1.4%
40	岩手	0	16	0.0%	0	22	0.0%	0	25	0.0%	0	29	0.0%
41	富山	0	11	0.0%	0	19	0.0%	0	24	0.0%	0	21	0.0%
42	鳥取	0	11	0.0%	0	19	0.0%	0	20	0.0%	0	21	0.0%
43	島根	0	13	0.0%	0	35	0.0%	0	35	0.0%	0	35	0.0%
44	高知	0	8	0.0%	0	13	0.0%	1	15	6.7%	0	14	0.0%
45	長崎	0	16	0.0%	0	32	0.0%	0	33	0.0%	0	33	0.0%
46	鹿児島	0	26	0.0%	1	32	3.1%	0	32	0.0%	0	28	0.0%
47	沖縄	0	3	0.0%	0	4	0.0%	0	4	0.0%	0	4	0.0%
計		106.5	1,573	6.8%	218	2,149	10.1%	338.5	2,216	15.3%	399	2,223	17.9%
1県平均/ (除く沖縄)		2.3	34.2					7.4	48.2		8.7	48.3	

例：例祭日を第○土、日曜日等とする

*0.5となっているのは例祭は期日どおりで神幸祭のみ土日に移行していると明記している場合

資料：（「全国神社鎮座表」神社新報社刊『日記〔神職手帳〕』）

牟禮仁（2006）作成のものを参考に藤本頼生（2009）改定

の傾向が見える時期は平成五年から既にみられており、ハッピーマンデー施行以前から変化が生じているものと考えられる⁽⁴⁸⁾。手帳に掲載の神社は一部であるため、実際に全国の神社では表3・4に記された数字以上に土日への変更の度合は高いものと推測される。

こうした祭礼日をめぐって氏子と神社との駆け引きがあると述べた山本の指摘について、直接的ではないが、「花祭り」を通じた東京都文京区の行政イベントと神社との関わりについて調査、研究した小林宣彦が今後の神社祭礼と地域社会との関わりについて重要な点を指摘している⁽⁴⁹⁾。

小林によれば、地域活動において、これまでのような中央集権的な行政主体の社会では「戦後、果たして神社というものが必要とされているのかという根本的な疑問⁽⁵⁰⁾」も沸くような事態が生じてきていると述べており、地域や行政で行うイベントから神社やお寺が切り離されることによって、神社が地域の精神的支えとして必要であろうというそもそもの住民意識が、戦後の政教分離のみならず、いわゆる公の中央集権的な性格、つまり行政のお膳立てによってイベントが実施され、住民が助け合う必要性が薄まることから、実際問題として地域の精神的な紐帯としての宗教的なものを必要としない事態が起ってきたことを指摘している。

この点は神社祭日の変容、あるいは祭日の移動を求める氏子区域の住民の考えを窺う上で重要な指摘であると筆者は考えている。無論、前述したように各神社の祭礼行事は全国で数十万件⁽⁵¹⁾と言われるほどに多く、従前同様、地域住民が積極的に参加している地域もまだまだ多くあるなかで、神社の地域における役割、地域性というものが低下している事態が起ってきているのも事実である。小林はさらに、

……（NPMが進む社会では）地域性が求められる社会となりつつあります。そして希薄になった地域性をまた取り戻そうとするときに、神社がどれほどの存在意義を発揮できるのかが大きな課題になるわけです。

NPMという社会は「成果」や「評価」を求める厳しい社会です

とも指摘している。NPMが実際にどこまで各地方自治体に浸透していくのかというのは、今後の各地方自治体での施策の実施を俟たねばならないが、実際、NPMは評価が非常に厳しいものであるため、神社の方でいくら神社には宗教活動等を通じてこのような社会的な役割があるということを主張しても、社会的な成果や評価を重視する現代社会では、「神社は地域活動に欠かせない存在なのだ。この社会では神社は役に立つのだ。やはり必要なのだ⁽⁵²⁾」という地域住民の声、評価がなければ、神社の主張が認められないという事態にも陥る可能性が強いことも予測される。あるいはNPMが進む社会の中では、今後、神社に対する地域住民の協力や支援が受けられなくなる可能性があるのではないかと、小林は指摘している。小林の取り上げた事例は都市部、特に東京都心における一事例であるが、筆者としては、今後、社会構造の変化がより進むことが予想されるなかで、山本や小林の述べたような危惧が、神社の祭日の移動後、人々の信仰意識、宗教意識のなかにいかなる変化が起りうるのかという点について検証しておく必要があると考える⁽⁵³⁾。

また前出の山本が「神社と氏子との綱引きにどちらに軍配を上げるのか」と指摘したように⁽⁵⁴⁾、安易に地域住民の社会的な実情のみに合致させた形で祭礼日を変更することが神社の将来のためにも果たしてよいのかどうかという問題もある。神賑行事のみ土日に移動させることがよいのか、あるいは例祭の参加人数が少数でも祭礼日は変更しない方がよいのか、それぞれ信仰意識的なものも含めて利点、欠点もあるが、大事なことはそもそも祭礼を通じた神社の社会的、公共的な役割が何なのか、氏子区域の地域住民にとっての神社や、その人々が祭礼を通じて感じられる神社やカミとは何なのか、その点を今一度検討し直してゆくことが必要ではないかと考える。

おわりに

かつて真弓常忠は「伝統的な祭りが生きている限り、そこにコミュニケーションをせしめることは決して不可能ではない」と述べたが、伝統的な祭りがあっても果たして社会状況の変化、人々のニーズとがそこにうまく合致するかどうかということは、祭礼による地域住民の精神的統合、祭日の変容を考える上では、伝統的な祭りを守り抜くことの難しさを伝える言葉とも考えることができる。加えて街づくりや地域おこしなどが盛んに実施され、NPMなど「新しい公」のあり方が論議、地方公共団体の事業として実施されつつある世情のなかにあつて、神社の祭日一つとってみても、社会の変化と無関係のものとは決していない状況にある。本稿では前半で近代における神社の祭日についてもその歴史的な経緯を述べてみたが、近代においても改暦という大きな社会状況の変化のなかで、神社の祭日の意義は変容してきたのかもしれないが、それぞれの地域で人々の生活暦の中になんとか合致し、祭りは護持されてきたことを再考察していく必要があるのではないかと考える。また後半部分では祭日をめぐる現代の実情についても触れてみたが、今後益々変化してゆく社会状況のなかにあつて、今一度、神社の祭日の変遷の経緯や祭日に対する人々の意識の変化を詳しく検証、検討してゆく必要がある。本稿では具体的な調査結果を基にした論及が少ないこともあつて、十分に意を尽くせぬものではないが、紙面の都合もあり、現代の祭日の変容をめぐる現状と課題の一端を述べて、ひとまず筆を擱きたい。

注

(1) 藤本頼生「子育て支援と境内地の活用―神道の福祉実現の場としての神社の可能性―」『國學院大學伝統文化リサーチセンター研究紀要』第一号、平成二十一年

三月。

(2) 柳田国男「祭日考」小山書店、昭和二十一年十二月（のちに『柳田国男全集16』筑摩書房、一九九九年一月、復刊本に収録）。

(3) 千葉正士「祭りの法社会学」弘文堂、昭和四十五年三月、九九―一三三、二八四―二八八頁。

(4) 阪本是丸「改暦と祭日」、「近代の暦と祭祀」『近代の神社神道』弘文堂、平成十七年八月、七九―八四、二四二―二四六頁。

(5) 都市の祭りを考える場合、米山俊直が祭礼には五つの要素（決まった時と場所、シンボル、変貌した空間、祭壇と儀式、参加者）と、三つの社会関係、二つの時間区分、一つの目標があるとしている（米山俊直『都市と祭りの人類学』河出書房新社、一九八六年四月、二〇四頁）。

(6) 神社本庁憲章（昭和五十五年五月二十一日 神社本庁評議員会議決）第九条には、「神社は、祭神、社名、例祭日、鎮座地、その他神社存立の基本に関わる事項については、統理の承認を受けなければならない」とあり、「祭神等の変更に關する内規」（昭和五十五年七月二十四日 内規第四号）の第二条でも同様に神社本庁包括の神社があらかじめ統理の承認を受けなければならない事項として、第二に例祭日の変更があり、さらに内規の取扱について出されている「祭神等の変更に關する内規」の取扱ひについて（昭和五十五年九月十三日 通達第九号）でも例祭日の変更について、

四、例祭日の変更についての留意点

1 例祭日について一般的には、神社の御鎮座縁起や由緒に關する最も重要な日が定められ、古来その日には厳肅な祭祀が行はれて來てゐるのであつて、神社存立上眞に已むを得ない事情のない限り、これを変更すべきではない。

2 例祭日を変更しようとするその多くは、神賑行事が時期的、季節的にふさはしくない為、継続して行つていくことが難しいといふ理由によるためである。この場合神賑行事のみ氏子、崇敬者の参加しやすい時期に変更することも考へられるが、その場合でも例祭日そのものは、あくまでも変更せず従前通り祭典の執行を継続していくことを忘れてはならないと考へる。

3 「第〇日曜日」に変更するなど不確定期日を例祭日とする申請を見受けるが、これはほとんどの場合前項の理由による場合であるので、極力そのやう考慮されたい。

元來、このやうな不確定期日を例祭日とすることは祭祀の厳修を考へる上からもふさはしくないので、余程の事情のない限り承認するに適當でないと考へられる。

4 しかし前記に拘はらず、申請の通り承認をしなければならない特殊な事

情のある場合には、承認も已むを得ないと思はれるが、その場合でも変更前の例祭日には簡単にせよおまつりをするやう考へられたい。

とあり、現在、包括下の神社では神社存立上やむを得ぬ事情のない限り、これを変更すべきではないとされている（神社本庁編『神社本廳規程類集』平成二十一年版、神社新報社、平成二十一年七月）。

- (7) 國學院大學日本文化研究所編『神道事典』二二六～二二七頁「祭日」の項目（櫻井治男執筆）による。尚、岩本徳一は古代の神祇祭祀の検討から、「一部祭日は変更されても祀日そのものの精神は当初儀礼をそのままとして、斎行され信奉されているところに根本的意味がある。であるからして祭日の変更は重大な問題であり、生業基盤の推移によって祭日は変更されるものではなく、増加されるものでもある」としている（岩本徳一『神道祭祀の研究』角川書店、昭和四十五年十月一六三頁）。

- (8) 前掲柳田「祭日考」〔柳田国男全集16〕四五～四八頁。

- (9) 有泉貞夫「明治国家と祝祭日」『歴史学研究』三四一頁、昭和四十三年十月、小川直之「明治改暦と年中行事―太陽暦受容の諸相―」松崎憲三編『近代庶民生活の展開』三一書房、一九九八年十月、一三～四五頁。前掲阪本「改暦と祭日」、同「国家的儀礼空間の創造」國學院大學日本文化研究所編『近代化と日本人の生活』同朋舎出版、一九九四年三月、五一～九一頁、同「春秋二季皇靈祭の制定過程」近世・近代神道論考』弘文堂、平成十九年八月、二六七～二九七頁。岡田芳朗「明治改暦 時の文明開化」大修館書店、一九九四年六月、岡田「暦ものがたり」角川書店、昭和五十七年十二月、所功「国民の祝日の由来がわかる小事典」PHP研究所、二〇〇三年八月。武田秀章「改暦令と祭日の変更」『悠久』第六十三号、平成七年十月、五四～七〇頁。

- (10) 坪井洋文「さいじつ（祭日）」國學院大學日本文化研究所編『神道要語集』財団法人神道文化会、昭和四十九年十一月、四八～五六頁。

- (11) 森正康「祭日統合と地方祭の成立―愛媛県・松山祭りの変遷過程を事例として―」松山東雲短期大学研究論集』第三十七巻、二〇〇六年十二月。

- (12) 戦前期に祝祭日の意義について書かれたものは多いが、一例を挙げると、海軍機関大尉喜多見芳夫編著『祝祭日解説並ニ神社概説』海軍機関学校、昭和十五年七月、小林巖雄『祝祭日の意義と祭典・儀式』文部省教学局、昭和十八年一月、中島博光「祈年祭及新嘗祭之意義」埼玉県神職会、大正三年四月、佐伯有義「祭礼令注釈」会通社、昭和九年五月、河上民祐「教育と神社祭祀」六盟館、昭和十七年四月。

- (13) 足立収『神社制度綱要』中外印刷、昭和五年三月、二二九～一三二頁。

- (14) 前掲『神道事典』二一六～二一七頁「祭日」の項目（櫻井治男執筆）による。

- (15) 改暦の詔書は以下の通りである。

朕惟フニ我邦通行ノ曆タル太陰ノ朔望ヲ以テ月ヲ立テ太陽ノ躡度ニ合ス故ニ二三年必ス閏月ヲ置カサルヲ得ス置閏ノ前後時ニ季候ノ早晚アリ終ニ推歩ノ差ヲ生スルニ至ル殊ニ中下段ニ掲クル所ノ如キハ率ネ妄誕無稽ニ属シ人智ノ開達ヲ妨ルモノ少シトセス蓋シ太陽曆ハ太陽ノ躡度ニ從テ月ヲ立ツ日子多少ノ異アリト雖モ季候早晚ノ變ナク四歳毎ニ一日ノ閏ヲ置キ七千年ノ後僅ニ一日ノ差ヲ生スルニ過キス之ヲ太陰曆ニ比スレハ最モ精密ニシテ其便不便モ固ヨリ論ヲ俟タサルナリ依テ自今旧曆ヲ廢シ太陽曆ヲ用ヒ天下永世之ヲ遵守セシメン百官有司其レ斯旨ヲ体セヨ

- (16) 明治五年十一月九日の太政官布告第三三七号太陰曆ヲ廢シ太陽曆ヲ頒行（抄）は次の通りである。

一 諸祭典等旧曆月日ヲ新曆月日ニ相當シ施行可致事（以下略）
以下法令類は、阪本健一編『明治以降神社関係法令史料』神社本庁、昭和四十三年十一月、文部省文化局宗務課編『明治以後宗教関係法令類纂』第一書房、昭和四十三年三月、などに依った。

- (17) 前掲『明治以降神社関係法令史料』七七頁。

- (18) 樺杜吉次「現行神社法規逐條講義」誠之堂書店、四三～四四頁。

- (19) 西野雄治「現行神社法講義」松華堂、一二三頁。古例不明のもので例祭日を定め難いものも適當の日を選定するべきものとされた。

- (20) 實際に例祭日の期日について各地で混乱が生じていたため、神社局では次のような通牒と照会回答文のやり取りが残されている（内務省神社局『神社法令輯覧』大正十四年十月、神祇院総務局監輯『最新神社法令要覽』、昭和十六年八月を参照）

府県社以下神社ノ例祭日ニ関スル件（明治四十年一月二十五日 社甲第二号 神社局長依命通牒）
府県社以下神社ノ祭日ニ付テハ各地方区々ニ涉リ一定セサルノミナラス往々誤解ノ向モ有之候條左ノ通御取扱相成度

一 例祭トハ（明治二十七年五月九日日本省訓第三二七号第一條第三）ニ該当スル祭日ヲ指スモノニシテ恒例ノ祭典ヲ云フニアラス而シテ概ネ一回ナルヘキモ或ハ二回行フモノナシトセス各社古例ヲ參酌シ適當ノ日ヲ選ハシメ濫ニ變更セシメサルコト
一月日不詳ノモノアリ是等ハ新タニ適當ノ日ヲ選定セシムルコト

この通牒が出されたのちも府県社以下では祭日の変更についてなおも混乱があったため、例祭日の変更について昭和五年、七年には各地の照会を受け、神社局長

から次のような回答が出されていたため、併せて記しておく。

府県社以下神社ノ例祭日変更ニ関スル件

(昭和五年九月二十六日 五愛局第八号神社局長回答(愛知県照会))

昭和五年九月八日附社兵第一八〇四号ヲ以テ標記ノ件照會相成候處例祭日カ
神社ノ由緒又ハ古例ニ徴シ当該神社ト密接ノ關係ヲ有シ絶對ニ之カ変更ヲナ
スヘカラサルモノハ別トシ然ラサルモノニ付テハ篤ト其ノ事情ヲ考査シ氏子
拳ツテ報恩感謝ノ念ヲ捧クルニ適當ナル日ニ變更セシメラレ支障無之ト存候

府県社以下神社ノ例祭日変更ニ関スル件(昭和七年十二月六日 七社受第八
号神社局長回答)

九月三十日附兵第八一一号ヲ以テ標記ノ件照會相成候處府県社以下神社ノ例祭
日カ当該神社ノ由緒又ハ古例ニ徴シ之カ変更ヲ許ササルモノハ別トシ然ラサル
モノニ付テハ貴官ノ適當ト認メラルル日ニ變更セシメラルモノ差支無之候

(21) 明治四十一年三月十七日の第二十四回帝国議會(衆議院)では、陽曆施行ニ関
スル建議案委員會(第一回)が開かれ、陽曆施行ニ関スル建議案について審議が
なされ、委員の山村豊次郎が、

「明治五年ノ詔勅ニ依リ太陰曆ヲ廢シ太陽曆ニ遵由ス可キコトニ定マリタルニ
拘ラズ今猶太陰曆ヲ用ユルモノ多ク為ニ二学校ノ學習ニ取引上ノ紛争ニ裁判上ノ
休日ニ其ノ他神社ノ祭礼等ニ於テ併用ノ弊ヲ生スルコト風教上經濟上ニ及ス処
尠ナカラズ故ニ之レガ矯正ノ為メ其ノ基本タル帝國大學ニ於テ編制シ伊勢大神
宮ヨリ發行スル曆面ニ陰曆ノ月日ヲ記載スルコトヲ廢シ此ノ弊ヲ除カント欲ス
ルノデアリマス

と建議案提出の理由を述べており、原案通り可決されている。さらに、翌四十二
年三月二十三日の第二十五回帝国議會(衆議院) 曆法ニ関スル建議案委員會(第
四回)でも早川龍介議員から、

「……國家ト曆ト云フ關係ヲ申シマス、一ツ茲ニ例ヲ挙ゲテ申シマス、伊
勢ノ大廟ヲ移シタ日ハ十七日デアル、之ヲ太陽曆ニスルト云フト此十七日ガ又
新嘗祭ノ祝日デアル、故ニ必ズ新穀ヲ取ツテ奉ラナケレバナラヌト云フ日本ノ
国体的宗廟ヲ奉ズル上ニ於テセヌケレバナラヌ、ソレヲ逆算シテ其日ヲバ向フ
ヘ上ボセテ参リマシテ勘定ヲシマシタナラバ、十七日ト云フ日ヲバ減却シテ了
フト云フヤウナコトニナル、ソレ故ニ詰リ現今ノトコロデハ十月十七日ヲ以テ
御祭事ガ行ハレコトニナツテ居ル、即チ是ハ日本ノ帝室カラ大廟ヲ御祭リニ
ナルコトニナツテ居ル、ソレガ新シイ曆ニナリマシタモノデスカラ、九月ノ十
七日デハ其祭事ヲ致シマスルトコロノ穀ヲ奉ルト云フコトガ出来ヌヤウナ結果

ニナツタカラ、已ムヲ得ズ今度ハ十月十七日ト云フ日ニ一月送りニナツテ居ル、
サウ云フヤウナ類例ヲ挙ゲマスレバ沢山アリマス、嚴島ノ祭礼ハ満潮ノ時ヲ以
テスルノデアリマシテ、日ヲ以テ之ヲ定メマシタコロガ潮ガ一面二十分ニ参
リマセヌカラシテ、古來カラ仕来リタルコロノ儀式ヲ行フコトガ出来ヌト云
フコトニナル、又出雲ノ大社ノ如キモヤハリ是ハ大潮トノ關係ニ依ッテ一ツノ
大典例ヲ行ハレテ居ルト云フコトデアル、サウ云フヤウナ曆ノ關係カラ申上ゲ
マス、無茶苦茶ニナツテシマフ、成程外國人ト共通シテ居ル事柄ハ大切デア
ルカハ知レマセヌケレドモ、サウ云フヤウナコトヲ動カシ出シテ變ナ具合ニ
ナツテ参リマシタナラバ、實ニ國家ノ国体ノ上マデ時ニハソレガ影響ガ及ボシ
テ行キハセヌカ、自分等ハソレヲ酷ク心配シテ居ルノデアル、故ニ此事ハ随命
大切ナコトデアルカラシテ、今ソレヲ強テ言フ訳デハ無論ナイケレドモ、國家ト曆ト
コロノモノヲ以テ行ハサウト強テ言フ訳デハ無論ナイケレドモ、國家ト曆ト
關係上ニ於テハ、實ニ大切ナルコトモ多ク含マレテ居リマスカラ、調査會ト申
シテモ別段ニ費用ガゴザイマセネバ、大變ニ金ヲ掛ケル訳デモナイカラ、サウ
云フヤウナコトニ付テハドウ云フ方法ヲ以テ曆ト國家トノ關係、官国幣社其他
ノ祭事ノ方法ハドウ云フコトニスルト云フ位ノコトハ、一ツ御調ニナツテモ宜
カラウト實ハ考ヘテ居リマス

と政府委員の岡田良平に太陽曆の施行三十余年経つても神宮はじめ、各地の官国
幣社での祭事の面で問題が起きていることについて質問している。岡田からは、
早川の話の通り太陽曆採用にて種々の差し支えはあるが、「國際間ノ交際モ広ク
ナツテ参リマシテ、商売上政治上、總テ此外國ヲ當テニシテヤランケレバナラヌ
ト云フ今日ニナツテ居リマスカラ、多少ノコトハ犠牲ニ供シテ、此國際ノ關係ニ
於テ不都合ノナイヤウニナサンケレバナラヌト云フ今日ハ時期ニナツテ参ッタト
考ヘルノデアリマス」と述べ、さらに「今日モ太陽曆ノ不完全ナ点ハ無論段々ニ
改正ヲシナケレバナラヌノデアリマスケレドモ、是ハナカ／＼一朝一夕ニヤレル
問題デハアリマセヌシ、又調査會等ト云フモノヲ設ケテ数人ノ人ガ多数決ヲ以テ
定メテ往クト云フヤウナ訳柄ノモノデハアルマイカト思ヒマス」と、祭礼上の問
題は認めつつも、外交、商業上での面でやむを得ない事情があると述べるにとど
まっている(『帝國議會衆議院委員會速記録 明治篇』東京大学出版会)。

(22) 前掲阪本「改曆と祭日」八三～八四頁。

(23) 前掲阪本「改曆と祭日」八四頁。

(24) 前掲森「祭日統合と地方祭の成立」愛媛県・松山祭りの変遷過程を事例として
「一、二五～二六頁」。

(25) 国民の祝日に関する法律の一部を改正する法律(平成十年法律第一四一号、国
民の祝日に関する法律及び老人福祉法の一部を改正する法律(平成十三年法律第
五九号))によって、成人の日、体育の日、海の日、敬老の日の国民の祝日がそれ

ぞれ特定の日から、特定の月曜日に移動することとなり、これまで毎年固定した祝日から、毎年変動する祝日へと変更されることとなった。

- (26) 松平誠『都市祝祭の社会学』有斐閣、一九九〇年二月、同『祭りの文化』有斐閣、昭和五十八年十月。

- (27) 星野紘『村の伝統芸能が危ない』岩田書院、平成二十一年四月、真弓常忠『神道祭祀―神をまつることの意味―』朱鷺書房、平成四年四月、三三八―三四三頁。

- (28) 阿南透『伝統的祭りの変貌と新たな祭りの創造』小松和彦編『祭とイベント』一九九七年二月、六七―一〇頁。

- (29) 前掲阿南論文、七六頁。

- (30) 藤田庄市『新世紀の山岳修行 下』東京新聞『夕刊』平成二十年五月二十日(火)。

- (31) 藤田庄市『新世紀の山岳修行 上』東京新聞『夕刊』平成二十年五月十三日(火)。

- (32) 総務省統計局『平成九年就業構造基本調査結果』、『平成十九年就業構造基本調査結果』。総務省統計局HP <http://www.stat.go.jp/data/shugyou/2007/index.htm> (平成二十一年十二月十日閲覧)

- (33) 三浦展『ファスト風土化する日本 郊外化とその病理』洋泉社、二〇〇四年九月、同編著『脱ファスト風土宣言 商店街を救え!』洋泉社、二〇〇六年四月。

- (34) George Ritzer『THE MCDONALDIZATION OF SOCIETY, REVISED EDITION』Pine Forge Press 1996. 丸山哲央・George Ritzer 編著『マクドナルド化と日本』ミネルヴァ書房、二〇〇三年十一月。

- (35) 大阪府神社庁教養研修会報告書『誰でも福祉―地域に求められる神社の底力―』皇學館大学社会福祉学部、平成二十一年三月(小林宣彦発題部分)。二五―二九頁。小松和彦『神なき時代の祝祭空間』、出島二郎『地域イベント発・偽祭のパフォーマンズ』、いずれも前掲小松和彦編『祭りとイベント』五―三八、二二七―二五六頁。

- (36) 筆者は平成九年より平成二十一年まで氷川神社の祭礼と高円寺阿波踊りの調査・参与観察を継続して実施している。

- (37) 前掲松平『都市祝祭の社会学』、同『現代ニッポン祭り考』小学館、一九九四年十一月、九五―一二二頁。

- (38) 高円寺阿波踊りの前日には連の代表が神社に奉告と安全祈願を行い、境内で踊りを奉納している。そもそも神社の付祭として道路使用申請を行った経緯や氷川神社の例祭と連動して実施したその由緒からも、高円寺阿波踊りを単なる非祝祭型の都市祭りと捉えるのではなく、神社の付祭の行事、もしくは神社と関わりのある神賑行事的なイベントとして筆者は捉えている。こうした認識の参考として『高円寺阿波踊り盛大に 氷川神社例祭奉祝行事』『神社新報』第二四二八号、平成九年九月八日、三面、松平誠『祭りのゆくえ』中央公論新社、二〇〇八年三月、三九頁、を掲げておく。

- (39) 日程だけでなく、阿波踊りを支える組織自体にも変化がおきており、地元の商店街を中心に設立された任意団体「東京阿波おどり振興協会」が主催していたものから、商店街だけで事業を支えることが困難になり、商店街、町会自治会を中心に平成十六年十月に「NPO法人東京高円寺阿波踊り振興協会」を設立し、阿波踊りの主催運営を行うこととなった。詳しくは『東京高円寺阿波踊りニュース』創刊号、二〇〇五年七月を参照。

尚、こうしたNPO法人化は高円寺だけでなく、例えば、滋賀県大津市の天孫神社に因む大津祭も近年商店街の衰退や商店街自体の人口減少、高齢化に伴って、曳山の曳き手や囃子方の減少などに伴い、従来の運営組織であった大津祭曳山連盟から広く市民を募る形で平成十六年にNPO法人大津祭曳山連盟に組織替えして、大津祭りの曳山の運営をすることとなった。

- (40) 山本雅道『祭礼日雑感』『東神』第八四二号、平成十九年十月二十日、五頁。

- (41) 『岸和田だんじり祭始まる 130年ぶり日程変更』四国新聞、二〇〇六年九月十六日。

- (42) 「いつやる? 岸和田だんじり祭が開催日めぐり混乱 開催中止の懸念も」MSN産経ニュース、二〇〇九年六月十五日、(<http://sankei.jp.msn.com/life/trend/090615/trd0906151828008-n1.htm>) 平成二十一年十一月十日アクセス。

- (43) 福島県相馬市・南相馬市の相馬中村神社、相馬太田神社、相馬小高神社が関係している。

- (44) 相馬野馬追の祭日の変遷については、明治以降も数次に亘って変更されているが、その事由は、五月の申の日(明治五年)夏の雨天続きによるもの(明治七、三十七年)、梅雨の残りを避けるため(昭和三十六年)、学校夏季休業と観光客誘致のため(昭和四十一)年である。詳しくは岩崎敏夫監修『相馬野馬追史』、第一法規、昭和五十六年四月、一七六頁。

- (45) KFB福島放送 福島県内ニュース「開催日程変更の方向性固まる 相馬野馬追」(二〇〇八年八月六日) (<http://www.kfb.co.jp/news/index.cgi?n=2008080616>) 平成二十年八月七日アクセス

- (46) 「特報 追う」福島・相馬野馬追 神事か観光か 週末開催見送り」MSN産経ニュース、二〇〇八年十二月十九日 (<http://sankei.jp.msn.com/region/tohoku/fukushima/081219/fks0812190256000-n1.htm>) 平成二十一年十二月十日アクセス

- (47) 本表については、皇學館大学神道研究所の牟禮仁教授より教示を得た。本稿執筆にあたり御指導を戴いた牟禮仁教授にこの場を借りて心より御礼を申し上げたい。

- (48) この例祭日の変化については、特定の神社を掲げて指摘することは避けるが、実際に神社新報の神職手帳記載の神社本庁包括下の神社にあっては、例祭日の変

更の承認を受けていない神社もあると考えられる。また掲載神社以外にも実際にはかなりの神社が例祭日を土日に変更している例もあると考えられる（例えば長野県中信地区すべての神社春、秋祭の実施日が地域紙『市民タイムズ』に掲載されるが、ほとんどが土日の記載となっていることなど）。

- (49) 小林宣彦「現代都市部における神社と行政の関係性について―文京区のまちづくりと「文京花の五大まつり」を中心に―」『神道宗教』第二〇八・二〇九号、平成二十年。大阪府神社庁教養研修会報告書『「誰でも」の福祉―地域に求められる神社の底力―』平成二十一年三月（小林宣彦発題部分）。

- (50) 前掲『「誰でも」の福祉―地域に求められる神社の底力―』（小林宣彦発題部分）二八頁。

- (51) 神社本庁編「全国神社祭祀祭礼総合調査」（平成七年）に掲載された全国神社の祭名件数だけでも三〇七、六五一件あることから理解できよう。

- (52) NPMとは、新たな公共経営の考え方の一つで、民間企業で活用されている経営理念や手法を可能な限り、政府や地方自治体の公的部門に適用して公共部門の

マネジメントの革新を図ろうというものである。計画の策定とその達成度合いを評価するシステムがあり、国や地方公共団体の財政難も相俟って、民間セクターにどんどん「公」の部分を担わせようとする動きの一つである。詳しくは武川正吾「公共政策と社会学」武川・三重野卓編『公共政策の社会学』東信堂、二〇〇七年、等を参照。

- (53) 前掲『「誰でも」の福祉―地域に求められる神社の底力―』（小林宣彦発題部分）二九頁。

- (54) この点を考える上での参考文献、論文として、藤本頼生『神道と社会事業の近代史』弘文堂、平成二十一年十二月、藤本「神社神道と社会貢献の関わりを考える」『社会貢献する宗教』世界思想社、二〇〇九年十二月、八三―一〇五頁、を掲げておく。

- (55) 前掲山本「祭礼日雑感」。

- (56) 前掲真弓「神道祭祀」三四二頁。